

～幼児教育・保育無償化に関する申請等について～

一宮市 子ども家庭部 保育課

1. 預かり保育等の無償化について

令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までの児童、および住民税非課税世帯等の 0 歳から 2 歳の児童を対象に幼児教育・保育無償化を実施しています。

教育・保育給付 1 号認定を受けて幼稚園や認定こども園に通う児童が、保育の必要性があり、園の預かり保育等を利用する場合、その利用料が無償化の対象となります。

預かり保育等の無償化のためには、あらかじめ「施設等利用給付認定」の申請を行い、お住まいの市町村から認定を受ける必要があります。申請前に預かり保育等の利用があっても、その分の利用料は無償化の対象となりませんのでご注意ください。（申請日より前に遡って認定することはできません。）

※ 認定こども園で、教育・保育給付 2 号認定または 3 号認定を受けている児童は、対象となりませんのでご注意ください。

無償化の対象となる費用等は、次のとおりです。

給付の種類		対象児童	対象となる費用・範囲
施設等利用給付	預かり保育等の利用料	保育の必要性がある児童（満 3 歳児は住民税非課税世帯等のみ）	① 預かり保育利用料 利用日数×450 円を上限に無償化 ② 認可外保育施設等 ^{※1} の利用料（在籍の園の開園日数等が一定の基準 ^{※2} に満たない場合のみ） ①、②合わせて月額 11,300 円（住民税非課税世帯等の満 3 歳児は 16,300 円）を上限に無償化。

※1 「特定子ども・子育て支援施設等」として確認を受けている認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業。市内の対象施設・事業については、市ウェブサイト（ページ ID1031370）で確認できます。

※2 預かり保育事業を含めた平日の開園時間が 1 日 8 時間以上かつ年間開園日数が 200 日以上

2. 施設等利用給付認定について

「施設等利用給付認定」の種類は、次のとおりです。

認定区分	認定要件
施設等利用給付 1 号認定 （新 1 号認定）	（教育・保育給付認定を受けている方は対象外です。）
施設等利用給付 2 号認定 （新 2 号認定）	保育の必要性がある 3 歳児クラス（年少）以上の児童
施設等利用給付 3 号認定 （新 3 号認定）	住民税非課税世帯等 [※] の保育の必要性がある満 3 歳から最初の 3 月 31 日までの間にある児童

※ 住民税非課税世帯、生活保護受給世帯、里親

3. 施設等利用給付認定の申請方法

一宮市在住の方は、以下の書類を預かり保育等の利用前に園にご提出ください。

- 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その2）」
- 父母の保育の必要性の事由を確認するための書類（父母それぞれ必要です。）

<保育の必要性の事由を確認するための書類>

市所定の様式があります。在園施設、保育課、市ウェブサイト（ページID1009897）で取得できます。

事由	内容	必要な書類
就労	月60時間以上仕事をしている場合 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、全ての就労)	【被雇用者の場合】 就労証明書⑧ 【自営業の場合】 自営就労申立書(②) ※ 就労に変更がないときは、最新の源泉徴収票(1年を通じて就労した実績が反映されたものに限る)または確定申告の控え(就労先の名称、業種等が記載されているページが必要)の写しでも可 ※ 育児休業から復帰される方は、就労証明書の提出が必要です。
母親の出産	母親が出産の前後(産前3か月・産後2か月)の場合	申立書(③) + 母子健康手帳の写し(出産予定日がわかるページと表紙)
病気等	病気、心身に障害のある場合	申立書(③) + 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等の写しまたは診断書(写しでも可)等、状態がわかるもの
病人の看護等	家族が長期間の病気や心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあっている場合	申立書(③) + 看護対象者の診断書等、状態のわかるもの(写しでも可)
災害等	火災・風水害・震災等で家屋を損失、破損したため、その復旧にあっており、児童の保育ができない場合	申立書(③) + 災害復旧にあっていることがわかる書類
求職活動	継続的に求職活動を行っている場合(起業準備を含む) ※ 認定期間は、満3歳児は1か月、年少以上は3か月です。	求職活動申立書(⑤) (満3歳児のみ。年少以上は不要)
在学、職業訓練	教育施設に在学している場合や職業訓練を受けている場合	申立書(③) + 在学証明書(写しでも可)または学生証の写し
育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童について継続利用が必要な場合	育児休業証明書(④)
その他	上記に類する状態にあると一宮市長が認めた場合	市保育課にお尋ねください。

※ 年少以上の児童については、保護者の育児休業中に新たに預かり保育の利用を開始する場合でも、施設等利用給付2号認定(新2号認定)の申請をすることができます。

4. 市民税課税状況の確認に関する注意事項

- 施設等利用給付の審査で、申請者及び同居親族の市民税の課税状況を確認する際、8月分の給付までは前年度の課税額、9月分の給付からは当年度の課税額で判定します。
- 収入等の申告がなく、非課税の確認ができない場合は、施設等利用給付3号の認定ができませんのでご注意ください。
- 課税基準日（各年1月1日）に市外にお住まいだった方については、所得状況がわかる書類のご提出をお願いすることがあります。
- 父母の月収の合計が125,000円以下で、祖父母と同居（世帯分離も含む）している場合は祖父母の税額も合算します。

5. 施設等利用費の支給方法

施設等利用給付2号認定・3号認定の方が預かり保育等を利用した場合に、園・施設に支払った利用料分について、年に4回、市から保護者に償還払い（払い戻し）します。

利用月	請求時期	支給時期
4～6月	7月	9月中旬
7～9月	10月	12月中旬
10～12月	1月	3月中旬
1～3月	4月	5月下旬

手続き方法は次のとおりです。

- ① 預かり保育等の利用料を、園・施設に支払ってください。
- ② 園・施設から「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」（ファミリーサポートセンターを利用した場合は「活動報告書」）の交付を受けてください。交付のタイミングは、園・施設によって異なります。
- ③ 年に4回、在籍の園を通じて配付される「施設等利用費請求書（償還払い用）」に振込先口座等を記入し、②と一緒に園へ提出してください。（園から市保育課へ提出されます。）
- ④ 市保育課での審査を経て、支払った利用料のうち無償化対象分の金額が口座に振り込まれます。支給額、振込日等は個別に支払い決定通知書（圧着ハガキ）でお知らせします。

6. こんなときは手続き等が必要です

- 保育の必要性の確認（現況確認）
毎年4月に保育の必要性の事由の確認をします。手続き案内は園を通じて配付します。
- 保育の必要性の事由に変更があった場合（育児休業から就労復帰するなど）
→変更のあった保護者について、保育の必要性の事由を確認するための書類をご提出ください。
- 退職などにより保育の必要性がなくなった場合
→直ちにお申し出ください。
- ほかの幼稚園等に転園する場合
→転園先施設の利用前に、再度、幼児教育・保育無償化のための申請をしてください。（申請方法等は利用する施設によって異なります。）
- 市外へ転出する場合
→転出先の市町村で教育・保育給付認定および施設等利用給付認定を受ける必要があります。申請方法については、転出先の市町村へお尋ねください。

問い合わせ先

一宮市役所 子ども家庭部 保育課

入所グループ

TEL (0586) 28-9024 (直通)